

令和7年度 豊丘村 金融のしおり

豊丘村商工業振興資金 一覧表

(取扱金融機関) 飯田信用金庫、八十二銀行

(申 込 窓 口) 豊 丘 村 商 工 会

資 金 名	申込対象者 (※1)	資 金 使 途	限度額 (※2)	貸 付 利率	利 子 補 給	実 質 金利	貸 付 期 間	担 保	添 付 書 類	信用保証料
小 口 事 業 資 金	小規模企業者 (※3)	小口運転 資金	200万円 以内	1.9%	1.4%	0.5%	3 年 以 内 (据置3ヶ月 以内)	徴 収 しない	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書	※制度の利用には、長野県信用保証協会による保証が必要 ※信用保証料補給割合は、下表のとおり ■保証人 〔個人〕 原則として不要 〔法人〕 法人代表者(実質経営者含む)以外は不要
運 転 資 金	中小企業者等 (※4)	商品・ 材料等 仕入資金	500万円 以内	2.2%	1.3%	0.9%	5 年 以 内 (据置3ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書	
設 備 資 金	中小企業者等 (※4)	工場・ 商店等 設備資金	1,000万円 以内	2.2%	0.8%	1.4%	7 年 以 内 (※5) (据置6ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・見積書等	
若 手 経 営 者 育 成 資 金	中小企業者等 (※4) 〔対象〕 若手経営者 (45歳以下)	工場・ 商店等 設備資金	1,000万円 以内	2.1%	1.8%	0.3%	7 年 以 内 (※5) (据置6ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・貸借対照表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・見積書等 ・継承者証明書	
不 況 対 策 資 金	次のいずれかに該当する 中小企業者等(※4) ①最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ減少していること。 ②最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比べ低下していること。	不況対策 運転資金 (村制度融資の借換のための資金含む)	1,000万円 以内	1.8%	0.5%	1.3%	7 年 以 内 (借換の 場合は10 年以内) (据置 12ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収 (借換の 場合は別に定める 借換条件とする)	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算表 ・村納税証明書 ・融資対象の要件に該当することが確認できる書類	
創 業 支 援 資 金	・新規創業予定者及び創業から5年未満の者 ・認定特定創業支援事業の認定をうけていること ・個人事業主は村内に住所を有する(予定の)者	設備資金 運転資金	500万円 以内	1.8%	0.9%	0.9%	7年以内 (建物15 年) (据置 12ヶ月 以内)	必要に 応じて 徴 収	・創業計画書等 ・居住地又は事業所地の納税証明書 ・見積書等(設備) ・特定創業支援認定書 ・商工会の意見書 ・村内に住所を異動する旨の誓約書(個人事業者で、村内に住所を有していない場合)	

(※1) 農業・林業(素材生産業を除く)・漁業・金融保険業(保険代理店業を除く)以外の業種を、原則、豊丘村内で1年以上継続して営む方に限る。

(※2) 借入時点での残高で判定する。

(※3) 小規模企業者： 常時雇用する従業員が、〔商業・サービス業の場合〕5人以下、〔その他の事業の場合〕20人以下

(※4) 中小企業者等：〔製造業・その他〕資本金3億円以下または従業員300人以下，〔卸売業〕資本金1億円以下または従業員100人以下
〔サービス業〕資本金5千万円以下または従業員100人以下，〔小売業〕資本金5千万円以下または従業員50人以下
(協業組合・NPO法人等の中小企業団体含む)

(※5) この範囲内で設備の耐用年数・資金計画を勘案し、妥当な貸付期間を設定する。ただし〔自動車〕5年以内、〔建物等〕10年以内 とする。

その他関係融資(抜粋)

(取扱金融機関)：日本政策金融公庫

(申 込 窓 口)：豊 丘 村 商 工 会

資 金 名	申 込 対 象 者	資 金 使 途	限 度 額	貸 付 利率	利 子 補 給	実 質 金利	貸 付 期 間	担 保	添 付 書 類	その他の要件
小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)	従業員数20人以下(商業・サービス業は5人以下)で商工会の推薦を受けた事業者	設備資金 運転資金	2,000万円 以内	長期プライム レート により 変動	1.0% (2年 以内)	貸付利率より 利子補給を差し引いた分	〔設備〕 10年以内 (据置2年以内) 〔運転〕 7年以内 (据置1年以内)	不 要 (保証人 も 不要)	お問い合わせください	・最近1年以上商工会地区内で事業を行っている方 ・商工会の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方 ・税金の滞納がない方

信用保証料補給割合

↓ 事業者選択型制度利用時 ↓

村補給割合	上乗せ0.25%時 村補給割合	上乗せ0.45%時 村補給割合
4／5 (80%)	3／5 (60%)	1／2 (50%)
※弾力化対象外の場合		
全額 (100%)	3／4 (75%)	2／3 (66%)

【お問い合わせ】 豊丘村役場 産業振興課 商工林務係(電話 35-9076) ・ 豊丘村商工会(電話 35-2395)